

もがみ大産業まつり 運営主管団体選定プロポーザル実施要項

1. 事業名：「もがみ大産業まつり」（以下「本事業」という。）

2. 本事業について

本事業は、最上地域の産業振興と文化交流の促進、地場産品の地域内活用と圏域内外への情報発信を目的とし、圏域最大の秋祭りとして昭和62年から開催され、途中、新型コロナウイルスの影響により2度中止となったが、今年度で36回目を迎えるイベント。

最上地域の産業、特に農産物の販売ブースや飲食店ブースが多く出店し、最上の秋の実りが大集結したイベントである。子どもも楽しめる多彩なステージや最上地域の飲食店も大集合し、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントを実施している。

加えて、最上広域市町村圏事務組合（以下、「本組合」という。）と沖縄県中部広域市町村圏事務組合（以下、「中部広域」という。）が姉妹締結していることから、実施の際は中部広域圏内の物産販売も実施している。その他にも多様な主体が関わりながらイベントの企画・実施を行っている。

運営体制としては、主催を「もがみ大産業まつり実行委員会」としているが、令和3年度より「運営の主管」をプロポーザル方式によって選定している。今年度は2回目のプロポーザルの実施となっている。

3. 事業目的及びプロポーザル実施について

本事業の目的としては、上記にも記載したとおり、最上の秋の実りが大集結したイベントとしているため、多様な主体と連携しつつ、圏域内外の多数の方の来場が見込めるイベントを実施することにより、最上地域の一次産業の振興を主軸としつつ、二次産業・三次産業と幅広い産業振興を目的としている。

上記の目的を達成するため、イベントの主導的な立場のイベント実施を行う主管者をプロポーザル方式で公募し、選定を実施する。

4. 事業期間 令和6年度から令和8年度までの3年間

5. 場 所 最上広域交流センター「ゆめりあ」（所在地：山形県新庄市多門町1番2号）
および 上記施設の周辺

6. イベントのターゲット想定

本事業は、子どもから大人まで楽しめるイベント実施としつつ、最上地域の一次産業の振興を主軸としているため、メインターゲットは「物産に購買意欲の高い方（地域の中高年の方々）」を想定している。その他の想定されるターゲットの優先順位は、以下のとおりである。

【ターゲット想定】

物産に購買意欲の高い方（地域の中高年の方々） > 地域の親子連れ > 観光客・旅行者

7. 事業内容

(1) イベントの準備および実施

① 実行委員会への参加および会計管理

イベント実施は実行委員会形式とする。最上広域交流センターゆめりあの指定管理者、山形県立新庄神室産業高等学校、株式会社もがみ物産協会、東日本旅客鉄道株式会社新庄統括センター、本組合 およびプロポーザル受託者等で組織された実行委員会を組織する。プロポーザル受託者は実行委員会への資料提供および会計管理を実施することとする。

② 出店者募集

最上地域の一次産業を主軸としつつ、二次産業・三次産業の出店および出展者募集を行い、イベントの目的達成を図る。募集要項および期間については、実行委員会で内容の確認をすること。また、協賛金の募集が必要な場合は、各団体・企業の協賛を集めること。

最上8市町村や圏域内JA（農業協同組合）、農林大学校、東北農林専門職大学などへの事業説明および協力依頼等については、本組合が主導して行い、配置などについては本組合と協働して実施すること。

③ 集客等の企画実施（ステージイベント等）

イベント集客等を目的としてステージイベント等の企画実施を行うこと。ステージでのイベントの他にも単独・各種主体との協働問わず、企画実施を行うよう努めること。

上記企画を実施する際は、販売の場所に人が流れる工夫を行うこと。

また、本事業は最上地域の文化振興の促進も目的にしているため、地域の郷土芸能・伝統芸能などを発表する時間を設けること。なお、出演者への打診については、本組合が主導して実施する。

加えて、本組合の理事や中部広域の理事、議員が出席するオープニングを実施すること。オープニングについては本組合が主導して実施する。

④ 当日の配置およびスケジュール、人員体制（案）の作成

イベント当日の配置を作成し、企画スペースと物販スペースが連動し、人流が生まれるような配置および企画実施のスケジュールを行うこと。

また、イベント当日の運営についても実施可能な体制を配置すること。

⑤ 会場設営

企画スペースおよび物販スペースの会場設営を行うこと。出店者（出展者）の持ち込みについては募集要項を検討する際に決定すること。

また、毎年実施している、中部広域の出店スペースについては本組合と協議すること。

⑥ 本組合との連携

実行委員会として本組合は加わるものの、オープニングや中部広域との関わり、8市町村への依頼等については、情報共有を密にしつつ、事業実施を行うこと。

⑦ 関連団体との各種調整

イベント実施を行うにあたり、多様な関係団体と各種調整を実施すること。

(2) イベントの周知

イベント実施に際し、イベントの認知向上・イベントへの集客を目的に、各種広報媒体等を使用して広報や情報発信を行うこと。

(3) 事業効果の検証

事業効果を検証するため、アンケート等の手法によって参加者の満足度等を調査すること。

(4) 報告

年度報告書及び最終報告書を本組合に提出すること。各報告書は、事業終了の日から1月が経過した日又は12月10日のいずれか早い日までに提出すること。

※天候等、予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が考えられるが事業の実施をとりやめる意思決定を行った会議議事録等、やむを得ない事情により中止等に至った経緯が客観的に分かる資料を提出すること。

8. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 山形県内に本社や営業所などを有すること。
- (2) 下記のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）
 - ③ 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者
 - ④ 消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

9. 支援対象経費

(1) 支援対象経費の規模

支援対象経費の上限は総額200万円(税込)とし、選定件数や提案内容に応じて金額を決定する。

- ① 謝金
- ② 人件費
 - ・ イベントの準備及び開催に係る事務を補助するために雇用するアルバイト等の人件費
- ③ 通信運搬費
 - ・ イベントの準備及び開催に要する郵送料、通信料
- ④ 委託料
 - ・ 各種イベントの企画・実施に係る経費
 - ・ 会場設営、イベントの運営や警備、音響設備の委託などイベント開催に必要な経費
- ⑤ 効果検証のためのアンケート調査等の実施経費
- ⑥ 借料・使用料
 - ・ イベント会場の借上、使用にかかる費用
 - ・ イベントの開催にあたって必要な備品や機材等のリース料
- ⑦ 光熱水費

⑧ 旅費

⑨ 消耗品費

- ・ イベントの準備及び開催にあたって必要となる消耗品の購入費

⑩ 広告宣伝費

- ・ イベントの告知や当日案内のためのパンフレットやチラシ、ポスター制作に係る経費
- ・ その他、本事業によって磨き上げる観光イベントについて国内外の観光客を誘客するための広報、宣伝等のための経費

⑪ 仮設工事費

- ・ 電気水道ガス等、イベント会場を設営する上で必要となる工事等の経費

《支援対象とならない経費の具体例》

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 本事業の対象案件として選定される前に発生した経費
- ・ 実施主体における経常的な経費
- ・ 当該イベント期間以外も継続して設置される工作物等の工事請負費
- ・ 国その他行政機関等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合には、二重の支援は認められない。

(2) 支援対象経費の精算

各年度事業終了の日から1月が経過した日までに、本組合に対して当該事業の年度報告書及び年度事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類（請求書、支払明細書、領収書等）等を提出すること。本組合による金額の決定を受けた後、本組合から実施主体に支払対象経費を支出する。ただし、必要に応じて概算払いを可能とする。

支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある。

10. 選定

(1) 選定方法

有識者からなる委員会を開催し、総合的に評価を行った上で選定を行う。選定の参考にするため委員会において、選定基準に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

なお、選定委員会終了後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 選定基準

本事業の要件に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における下記の記載内容を踏まえて選定する。

- ① 基本コンセプト・実施方針
- ② 企画内容・スケジュール
- ③ 実施体制
- ④ 経費総括

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定された提案者に対して通知するとともに、速やかに本組合のホームページで公表する。

1 1. スケジュール

令和6年4月 1日 公募開始
令和6年4月17日 問い合わせ受付締切
令和6年4月22日 公募締め切り
令和6年4月下旬 選定委員会による選定（プレゼンテーション）
令和6年5月上旬 選定結果公表
選定結果公表後～本事業準備開始
令和6年10月12日(土)～13日(日) 本事業実施
令和6年11月13日(水) 最終報告提出締め切り

1 2. 提出書類

(1) 募集期間

令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月22日（月）17：00必着

(2) 提出書類

下記①～③の書類の提出すること。

- ① 本業務における企画書案 6部（様式自由、表面15枚程度、ただし、業務スケジュール及び収支見積を含めること）
- ② 事業者概要書（様式1）
- ③ 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（最新のもの）写しも可

(3) 提出先

以下の提出先に、メールまたは郵送により提出すること。なお郵送の場合は、提出期限まで必着のこととする。

E-mail：mogami@violin.ocn.ne.jp 最上広域市町村圏事務組合 総務課

所在地：山形県新庄市城南町5番11号 最上広域市町村圏事務組合 総務課

※メールでの提出の場合、件名の冒頭を「【もがみ大産業まつり企画書】提案団体名」とすること。

※郵送での提出の場合、メールアドレスがわかるものを添付すること。

※メールの到着後3日以内に事務局より受付メールを送付するが、当該メールが届かない場合は、最上広域（TEL：0233-22-2674）へ連絡すること。

(4) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。
- ② 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とする。
- ③ 提出書類については、提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- ④ 提出書類は行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがある。
- ⑤ 取組の内容が法令に違反することが判明した場合、又は、申請の内容に虚偽があった場合には、直ちに選定を取り消し、支援額の全額返還を求めることがある。

1 3. 問い合わせ

本公募要項に関する問い合わせは、以下のとおりである。

<問合せ先>

最上広域市町村圏事務組合 総務課

Tel：0233-22-2674

Fax：0233-22-1038

E-mail：mogami@violin.ocn.ne.jp

※個別の審査結果に関する問い合わせには回答しない。

<問い合わせ受付期間>

令和6年4月1日（月）～4月17日（水）10:00～17:00

（土曜日、日曜日を除く。）

様式 1

もがみ大産業まつり運営業務団体に係る事業者概要書

事業者名 (代表者職氏名)	
所在地	
設立年月	
資本金	
主要業務	
類似業務の実績	

- ※ 1 「類似業務の実績」については、①契約の相手方②業務名称③契約金額④契約期間を記載すること。
- ※ 2 会社概要等がわかるパンフレット等を6部添付すること。